

専決第 12 号

専 決 処 分 書

令和 4 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

後期高齢者医療保険料の確定等に伴い、予算措置をする必要があり、事務手続き上緊急を要するので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日
屋久島町長 荒木 耕治

令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度屋久島町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,934千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,824千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		114,580	483	115,063
	1 後期高齢者医療保険料	114,580	483	115,063
4 繰 入 金		78,314	△3,417	74,897
	1 一般会計繰入金	78,314	△3,417	74,897
歳 入	合 計	195,758	△2,934	192,824

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		180,604	△2,934	177,670
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	180,604	△2,934	177,670
歳 出	合 計	195,758	△2,934	192,824

1 総括
歳入 歳入 歳出 補正 予算 事項 別 明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	114,580	483	115,063
4 繰入金	78,314	△3,417	74,897
歳入合計	195,758	△2,934	192,824

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	180,604	△2,934	177,670				△2,934
歳出合計	195,758	△2,934	192,824				△2,934

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	80,057	△7,440	72,617	1 現年度分	△7,440	現年度分 △7,440
2 普通徴収保険料	34,523	7,923	42,446	1 現年度分	7,923	現年度分 7,923
計	114,580	483	115,063			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	66,004	△3,417	62,587	1 保険基盤安定繰入金	△3,417	保険基盤安定繰入金 △3,417
計	78,314	△3,417	74,897			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	180,604	△2,934	177,670				△2,934	18 負担金、補助及び交付金	△2,934	後期高齢者医療広域連合納付金（被保険者保険料） 483 後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定分担金） △3,417
計	180,604	△2,934	177,670				△2,934			